

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名	災害対策基本法施行規則
根 拠 条 項	第6条の3第1項
処 分 の 概 要	標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）	佐賀県知事、佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め	災害対策基本法施行規則第6条の3第2項
審 査 基 準	判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間	14日
申 請 先	警察本部交通部交通規制課企画調査係 申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先	警察本部交通部交通規制課企画調査係(電話0952-24-1111 内線5184) 申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
備 考	